

写

16町監第212号の2
2017年3月30日

町田市議会議長 吉田 つとむ 様
町田市 市長 石坂 丈一 様

町田市監査委員 小西 弘子
同 古川 健太郎
同 佐々木 智子
同 戸塚 正人

2017年第1回定期監査の結果（その1）について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

2017年第1回定期監査結果報告書（その1）

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
 なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象及び選定理由

(1) 対象部課

保健所（保健総務課、健康推進課、保健予防課及び生活衛生課）

(2) 対象事務

2016年度（必要に応じて2015年度以前を含む。）に執行された収入、支出、契約及び財産管理事務

(3) 選定理由

財務に関する事務が、法令等にのっとり適正に執行されているかはもとより、効率的に行われているか及び内部統制が機能しているかを確認するために有効である基本的な事務（収入、支出、契約及び財産管理事務）を監査対象とした。

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期限は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員によ

	る適正な管理が行われているか
	エ 前渡金、郵券、タクシー券及びその他金券は適正に管理されているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
	エ 建物管理に係る委託業務について、契約書・仕様書等に業務範囲、管理区分等の必要な事項が記載されているか
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 委託業務が、契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 町田市の財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認を行っているか

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、次表のとおり抽出し監査を実施した。なお、収入、支出及び契約事務については、関係書類の閲覧及び対象部課の職員に対する質問を行った。収入事務のうち、現金等の取扱いについては、併せて実査、帳簿突合及び計算突合を行った。また、財産管理事務については、重要物品の実査及び対象部課の職員に対する質問を行った。

保健総務課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	保健所許可手数料	2,134,800

支出事務・ 契約事務	契約件名	
	町田市小児救急業務委託契約	
	救急病院による休祝日救急診療委託契約	
	第5次町田市保健医療計画改定支援業務委託	

財産管理 事務	重要物品(品名/規格)	取得年度	取得価額	帳簿価額
	パノラマX線装置(休日歯科診療所)/ペラビューAFCP	1988	4,730,000	1
	レセプト請求用端末NEWVE/サンヨーMC-HH4101K	2002	2,380,000	1
	歯科ユニット/モリタ東京製作所シグノG-30ステップタイプ	2004	2,839,140	1
	デンタルユニット/オサダST3-Aシステムタイプ	2007	3,000,000	1
	コンピュータアクセスノーマルセンサー/ヨシダ	2007	1,055,160	1
	ビスタスキャン後付け単品/ヨシダ	2007	2,900,560	1
	陰圧式エアータレントNP45T/高性能空気清浄機ACE-4000NT込み	2009	2,360,000	1
	ポータブルユニットデイジー2/オサダ	2015	1,026,000	1,026,000
デキシコADX4000W/オサダ	2015	1,686,960	1,686,960	

健康推進課

支出事務・ 契約事務	契約件名	
	2016年度地域保健普及啓発活動業務支援委託	
	乳がん検診業務委託	
	子宮頸がん検診受診勧奨はがき印刷	
	町田市肝炎ウイルス・胃がんリスク検診個別受診勧奨はがき印刷契約	
	30歳個別勧奨はがき印刷製本契約	
	乳がん検診受診再勧奨はがき印刷	
	胃がんリスク検診内視鏡検査受診勧奨はがき印刷	
	子宮頸がん検診受診再勧奨はがき印刷契約	
胃がんリスク検診受診勧奨はがき印刷契約		

保健予防課

(単位:円)

収入事務	歳入科目	収入済額
	健康福祉会館使用料	1,140,100
	土地建物貸付収入	1,998,000
	光熱水費使用料	55,188
	講習会等参加費	140,600

支出事務・ 契約事務	契約件名	
	町田市健康福祉会館総合管理業務委託(長期継続契約)	

(単位:円)

	重要物品(品名/規格)	取得年度	取得価額	帳簿価額
財産管理 事務	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式)/画像表示ワークステーション	2011	2,047,500	1
	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式)/X線一般撮影用装置	2011	7,350,000	1
	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式)/X線健診受診者管理システム	2011	15,225,000	1
	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式)/画像表示ワークステーション	2011	2,047,500	1
	レントゲン等の電子装置使用機器(移動式)/コダック社製ドライレーザーイメージャーDryView5800	2011	1,050,000	1

生活衛生課

(単位:円)

	歳入科目	収入済額
収入事務	犬登録手数料	15,152,830
	保健所許可手数料	12,820,710
	町田市雑部金(生活衛生課徴収受託金)	665,500
支出事務・ 契約事務	契約件名	
	町田市保健所建物総合管理業務委託(長期継続契約)	

※表中の収入済額は2016年12月28日現在の金額を表示している。

5 監査の実施場所及び日程

2017年1月4日から3月27日まで町田市庁舎、町田市健康福祉会館及び町田市保健所中町庁舎で監査を実施した。

6 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。しかし、一部に是正・改善を要する事項(指摘)が見受けられたので以下に述べる。なお、都市監査基準第18条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取した。

保健総務課

<財産管理事務>

【指摘】町田市物品管理規則第2章物品の管理にのっとり物品を管理すべきもの

町田市物品管理規則第19条では、「出納員は、その保管に係る物品について、常に良好な状態で供用又は処分することができるよう整理し、保管しなければならない。」と定め、第21条では「物品管理者は、物品を供用に付するときは、その使用目的に適合するよう使用させなければならない。」と定めている。

財産管理事務について、規則にのっとり適正に重要物品が管理されているか実査をしたところ、以下の物品については、常に良好な状態で供用又は処分することができるよう整理されているとは言えなかった。

1 レセプト請求用端末について

主管部課によれば、当該重要物品は町田市健康福祉会館内の休日・準夜急患こどもクリニックにおいて、レセプト（診療報酬明細書）を作成するための専用端末として使用していた物品であるが、当該事務について2006年度に指定管理者制度を導入した以降は使用していないとのことであった。

2 陰圧式エアータントについて

主管部課によれば、当該重要物品は新型インフルエンザ等の流行が発生した際に、これに罹患した患者を隔離した上で診察、治療するための緊急的医療施設として使用するものであり、購入以来使用したことはなく、また、使用できる状態であるかどうかを確認することもしていないとのことであった。

このような状態では、重要物品が適正に管理されているとは言い難い。

主管部課は、町田市物品管理規則第2章物品の管理にのっとり物品を管理されたい。

保健予防課

<収入事務>

【指摘】健康福祉会館使用料に係る収入事務について、収納金日報を作成し、適正に収納金を取り扱うべきもの

町田市会計事務規則第27条第3項では、「出納員は、収入金を収納したときは、収納金日報を作成しなければならない。」と定めている。健康福祉会館使用料に係る収入事務について、重要リスク及び監査の着眼点に基づき関係書類を見たところ、収納金日報の存在を確認することができなかった。

主管部課は、健康福祉会館使用料に係る収入事務について、収納金日報を作成し、適正に収納金を取り扱われたい。

※本件については、監査期間中に是正済である。

生活衛生課

<収入事務>

【指摘】手数料の還付については、町田市保健所関係手数料条例施行規則にのっとり、還付申請書による申請を受けべきもの

町田市保健所関係手数料条例施行規則第3条では、「手数料の還付を受けようとする者は、町田市保健所関係手数料還付申請書（第2号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。」と定められているが、犬登録手数料及び保健所許可手数料の還付に当たっては、還付申請書の提出を受けずに還付を行っていた。

主管部課は、手数料の還付については、町田市保健所関係手数料条例施行規則にのっとり、還付申請書による申請を受けられたい。